

これまでの議論と論点整理

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

1. 物価高への対応

(1)物価上昇局面における基礎控除等の対応

① 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題がある。こうした課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととする。

- ・ 基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率を乗ずることで調整する。
- ・ 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。
- ・ 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。

令和8年度税制改正においては、令和8年・9年分所得に適用される控除額として、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率6.0%を踏まえ、基礎控除の本則については現行58万円を62万円に、給与所得控除の最低保障額については現行65万円を69万円にそれぞれ引き上げる。

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、その非課税限度額や基礎控除等について必要な対応を検討する。令和8年度税制改正においては、給与所得控除の見直しについて対応することとする。

これらの引上げは、物価調整を行うものであることを踏まえ、特段の財源確保措置を要しないこととする。

また、従来、給付や負担の決定にあたって所得税及び個人住民税の所得・税額を参照してきた各種制度について、今後、所得税の基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方については、所管省庁において検討し、必要な対応を行う。

基礎控除

- 基礎控除は、昭和25年度の個人住民税創設時(シャープ勧告)に、所得税の計算の例によるものとして導入された。
- 昭和37年度より、個人住民税独自の所得控除として創設され、基本的に所得税における基礎控除額の引上げ等を踏まえて、以下のように、控除額の引上げが行われてきた。
- 個人住民税における基礎控除は、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、控除額を所得税よりも低く設定。

【控除額の推移】

(単位：万円)

年度(年)	個人住民税	所得税
昭和50～51	19	26
52～53	20	29
54	21	〃
55～57	22	〃
58	〃	30
59～62	26	33
63	28	〃
平成 元	〃	35
2	30	〃
3～6	31	〃
7～令和元	33	38
2	〃	最高 48 ※1
3～6	最高 43 ※2	〃
7	〃	最高 95 ※3
8	〃	最高 104 ※4

【基礎控除の沿革等】

政府税調答申(昭和35年12月)

- ・ 所得税の改正がそのまま住民税に影響をおよぼさないよう、その各種の控除の金額に地方税独自の金額を定めることを基本とした。



昭和37年度より、所得課税の方式をとりつつ、所得税の影響を遮断できるよう、個人住民税独自の基礎控除を創設(＝現行の個人住民税制度の創設)。

※1 平成30年度改正により、給与所得控除の10万円引下げに伴い、基礎控除を10万円引き上げることとなった。

※2 令和3年度分個人住民税(令和2年分所得税)より、基礎控除の控除額は、本人の合計所得金額2,400万円から3段階で逦減、2,500万円超で消失する。

※3 収入に応じ控除額が逦減(例：給与収入200万円相当以下の場合は、最高95万円)。

※4 収入に応じ控除額が逦減(例：給与収入665万円相当以下の場合は、最高104万円)。

(参考)消費者物価指数(総合)の推移

(1995年=100)

<2026年7月の数値>

	前年同月比
119.0	+2.2pt

120

110

100

90

116.7
(2025年)

113.1
(2024年)

110.0
(2023年)

2026年7月

地方公共団体の主な意見①(第2回個人住民税検討会)

基礎控除等の引上げの考え方

- ✓ 住民に分かりやすい簡素な制度とすべき。
- ✓ 国の政策的な負担軽減策については、国税である所得税制度の中で完結させるべき。
- ✓ 非課税限度額の引上げについては、生活保護基準の見直しの内容を確認した上で、非課税から課税となった場合の急激な負担増や他制度への影響を十分に見極め、総合的に判断すべき。
- ✓ 物価上昇の対応としては、基礎控除の一律の引上げよりも、非課税限度額の引上げの方が特に対応は必要な者への限定的な対応であり、合理的な選択肢ではないか。
- ✓ 一般的な公的年金収入のみの者が非課税、公的年金に他の所得が加わると課税となる程度の新課税ラインの設定となった場合に、まだ働ける高齢者の働き控えにつながることを懸念される。

課税実務への影響

- ✓ 所得区分に応じて控除額を変えるなどの複雑な制度を導入すると、システム改修や住民への説明などの事務負担が重くなる。特に限られた職員で賦課徴収を行う小規模団体では対応が困難。
- ✓ システム改修には多額の経費と時間を要する。システム標準化に取り組む中で、改修のためのベンダの確保も課題。システム改修に係る財政措置を講じるとともに、地方団体、ベンダの負担等に鑑み、改正から施行まで余裕を持ったスケジュール設定とすべき。
- ✓ 頻繁に控除額を変更すると、その度に課税の判定ロジックや計算式の確認、システム改修対応が生じるほか、住民からの問い合わせが増えること、過年度分の課税が発生した場合の事務処理ミスが懸念される。比較的長いスパンの検討サイクルの方が事務の平準化の観点からは望ましい。

地方公共団体の主な意見②(第2回個人住民税検討会)

財政運営等への影響

- ✓ 個人住民税は、税収の約5割を占める基幹税目であり、所得再分配機能を持つ所得税とは制度の目的も性格も異なるため、所得税の見直しをそのまま個人住民税に反映させるべきではない。
- ✓ 物価上昇・賃金上昇により、税収は増加しているが、行政サービスを提供するための歳出も増加しており、基礎控除等を引き上げる場合には、代替財源が必須。
- ✓ 小規模自治体では、安定的な自主財源である個人住民税の減収の影響は非常に大きく、基礎控除を数万円上げるだけでも、自治体の独自事業が一つできなくなることとなる。

社会保険料への影響

- ✓ 基礎控除等の引上げで、住民税非課税者が増えると、例えば介護保険の保険料率が軽減される対象者や自己負担額が軽減される者が増えることとなり、課税者の保険料率を引き上げなければならなくなることが懸念される。
- ✓ 社会保険料負担が課題となっている中で逆行する施策にならないか。

給付等その他制度への影響

- ✓ 対象者の判定や給付額、利用者負担の算定に「住民税非課税者」を用いる制度の場合、基礎控除等を引き上げると、対象者が増えることになるため、歳出の増加が懸念される。地方独自の制度の場合には、制度の維持も困難になる可能性がある。
- ✓ 非課税ライン以下の者の所得把握は困難であるところ、所得を把握できない者について、一旦、上位区分で高い経済的負担を求め、申告後に差額を還付する対応を行わざるを得ない場合があり、低所得者に対して一時的に過重な負担を強いるケースが増えることが懸念される。

◎ 地方財政への影響について

- ▶ 税収減を危惧する意見もあるが、物価上昇に伴って賃金及び一人当たりの税額が増加していれば、基礎控除の引上げは可能ではないか。税収減が、住民の減少に因るものであれば、それは(税制とは別の)人口減少の問題ではないか。
- ▶ 賃金上昇率は物価上昇率に追いついていないのではないか。
- ▶ 基礎控除又は非課税限度額の引上げにより福祉サービスの受給者が増え、費用が増大する面がある一方、最低賃金の上昇により収入が増え、サービスの受給者が減少する面もあり、両方を考慮すべきではないか。
- ▶ 税収減については地方交付税の算定に反映されるのではないか。一方、地方交付税で補填されとしても、自主財源(地方税)ではなく依存財源(地方交付税)となることは地方自治の観点から望ましくないのではないか。
- ▶ 物価の上昇やそれに伴う財政需要の増加は全国的な動きであるが、所得の増え方には地域差があると思われるため、こうした地域ごとの状況も踏まえる必要があるのではないか。
- ▶ 非課税限度額の引上げによる財政的な影響は、基礎控除の引上げよりも限定的である。
- ▶ 物価上昇に伴う基礎控除の目減りへの対応が求められる中、非課税限度額の引上げをもって、基礎控除の引上げは不要とするロジックもあり得るのではないか。

◎ システム改修について

- ▶ 単純に基礎控除を引き上げるのであれば改修コストは抑えられる。新たな控除など変数を増やすと改修が必要になるが、基礎控除額の増減であれば既存のシステムで対応できる。
- ▶ 標準化システムの導入に係る費用はかからないが、実際に賦課・収納するに当たり検証やテストに追加費用がかかっている。
- ▶ 指定都市は、規模が大きいため標準化システムでは対応できない部分について、独自仕様で対応している。システム改修に対応するベンダへのヒアリングも必要ではないか。
- ▶ 改修に要する時間的制約については、自治体の規模による違いや標準化対応済・未済による違いがあるではないか。

◎ その他

- ▶ 所得税の制度との乖離は、住民への説明に苦慮する。地方団体が住民に説明しやすく納得できる理屈を整理する必要がある。
- ▶ 所得税の基礎控除においては、本則部分について物価に連動して見直すこととされたところ、住民税において、物価上昇を踏まえた見直しを全くしないことは難しいのではないか。
- ▶ もはや調整控除が導入された当時の控除差が維持されていないことを始め、住民税制度は複雑化しており、システム改修に係る検証・テストに要するコストを軽減する観点からも、全体としてシンプルな制度を指向していくべきではないか。

個人住民税の基礎控除引上げに係る考え方

引き上げるべきとする方向性の考え方

- ✓ 物価・賃金が上昇する中で、控除額が定額であると、実質的に控除の価値が目減りするため、物価動向等を踏まえた一定の見直しは必要
 - ・ 平成7年度比で消費者物価指数(総合)は、約2割の増加
 - ・ 足下の約3年では約1割増加
- ✓ 所得税と同じ課税標準や人的控除の仕組みを持っており、所得税の動向も踏まえながら検討することが必要
- ✓ 物価や賃金上昇に伴い、税収も増えているはずであり、その範囲内での控除引上げであれば、税収減にはならない

慎重に検討すべきとする方向性の考え方

- ✓ 個人住民税の「地域社会の会費」的な性格を踏まえることが必要。
- ✓ 昭和37年度以降、所得税の改正がそのまま住民税に影響をおよぼさないよう、各種控除の金額は地方税独自に定めることを基本としており、所得税の控除引上げに連動する必然性はない。
 - ・ 特に住民税においては「政策的な控除」は、所得税において導入していても、導入しないことが原則
- ✓ 地方の行政運営や税財源への影響について配慮することが必要
 - ・ 1万円の引上げで約600億円の減収
 - ・ 市町村の税収の約4割を占める基幹税
 - ・ 税収も増えているが、物価高で地方の歳出も増えている
 - ・ 個人住民税の情報を参照する地方単独事業の存続にも影響
 - ・ 急激な引上げや度重なる引上げは、財政的にも事務的にも負担が大きい

「就業者負担軽減支援金」(案)制度との関係について

※現在、関連法案を国会へ提出中

就業者負担軽減支援金(案)の概要

- 中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担を軽減する制度であり、所得に応じて、支援金額が変動する仕組み。
 - 対象者判定や支援金額の算定に、個人住民税の「所得金額」や「扶養親族」、「税額」の情報が参照される見込み。
 - ※ 支援金の遡増開始は「個人住民税所得割が課税される水準を踏まえて定める」とされている。
 - ※ 一定の純負担(税・社会保険料負担－公的年金等)額がある者が支援金の対象とされている。
 - 支援金の支給に要する費用は、国と地方で負担することとされている。
 - ※ 国が3分の2以上、残余の2分の1ずつを都道府県と市町村で負担とされており、引き続き国と地方で協議
- ✓ 就業者負担軽減支援金の「税・社会保険料負担を軽減する」という制度目的や、地方負担を含む支援金制度であることと、基礎控除を含む個人住民税制度との関係をどのように考えるべきか。

基礎控除の引上げに関する国会質疑

<参議院本会議 議事録(抜粋)【未定稿】(令和8年10月9日)>

○舟山康江議員(質疑)

(前略)我が党は、物価や賃金の上昇で税負担が自動的に増えるインフレ増税に対し、所得税・住民税の控除額引上げを提案しています。住民税を控除、減税し切れない中低所得者層には社会保険料を還付する「社会保険料還付付き住民税控除」などで働く人の手取りを守る提案です。こうした仕組みによって、インフレ増税による増収分を国民に還元し、所得の低い方も含めて幅広く手取りを増やしていくという私たちの提案について、総理はどのようにお考えですか。見解を伺います。(後略)

○高市早苗内閣総理大臣(答弁)

(前略)所得税・住民税の控除引上げに関しては、所得税の基礎控除等について、令和8年度税制改正において、基礎控除等の額が定額であるため、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として実質的な税負担が増加するという課題への対応として、今後2年ごとに物価上昇率に連動して見直すことを基本としたところでございます。

また、個人住民税の基礎控除を見直した場合、地方の税収減が生じるということに加え、個人住民税情報を給付等の基準に用いている国、地方の様々な制度にも影響が生じ得ることに留意が必要であります。現在、地方の首長の皆様からは、税収減などを強く懸念する声がございます。

こうしたことを踏まえて、令和8年度与党税制改正大綱においては、地域社会の会費的な性格や、地方税財源への影響などを総合的に勘案し、自治体の皆様の意見を踏まえつつ、必要な対応を検討することとされており、政府としても、これらの課題の整理も必要と考えています。

「社会保険料還付付き住民税控除」に関しては、住民税における地域社会の会費としての性格や地方財政への影響、社会保険制度における給付と負担のバランスとの関係といった課題があると考えております。(後略)

参 考 資 料

基礎控除の沿革(昭和36～50年)

適用年	個人住民税	所得税	個人住民税における改正の考え方
～昭和36	(所得税と同様)	9万円	課税標準は <u>所得税(所得税額、課税総所得金額等)と同一</u> 。
基礎控除(地方税独自)の創設			所得課税の方式をとりつつ、 <u>所得税の影響を遮断できるよう地方税独自で基礎控除額を設定(現行の個人住民税制度の創設)</u> 。
37	9万円	10万円	
38	↓	11万円	(前年に所得税は引上げ)個人住民税は <u>据え置き</u> 。
39	↓	12万円	(前年に所得税は引上げ)個人住民税は <u>据え置き</u> 。
40	↓	13万円	(前年に所得税は引上げ)個人住民税は <u>据え置き</u> 。
41	10万円	14万円	(前年の所得税の引上げや)基礎控除額について <u>創設以来据え置かれていること</u> などを踏まえ、 <u>個人住民税も1万円引上げ</u> 。
42	↓	15万円	(前年に所得税は引上げ)個人住民税は <u>据え置き</u> 。
43	11万円	16万円	○ <u>国民生活水準の推移、所得税の課税最低限、住民税の納税義務者数の推移並びに地方財政の状況等を総合的に考慮</u> しつつ引上げ。 ○所得税の課税最低限の考慮にあたっては、 <u>前年における所得税の引上げ額等を考慮要素として勘案</u> 。 (参考)「昭和43年度の税制改正に関する答申」(昭和42年)において、「 <u>住民税の課税最低限を夫婦及び子3人の給与所得者について10万円程度引き上げること</u> を目的として、昭和42年度所得税改正に伴う給与所得控除の引上げによる負担の軽減のほか、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をそれぞれ1万円引き上げる」としている。
44	12万円	17万円	
45	13万円	18万円	
46	14万円	20万円	
47	15万円	↓	
48	16万円	21万円	<u>国民生活水準の推移、所得税の課税最低限、住民税の納税義務者数の推移並びに地方財政の状況等を総合的に考慮</u> しつつ引上げ。
49	18万円	24万円	
50	19万円	26万円	

基礎控除の沿革(昭和52年～)

適用年	個人住民税	所得税	個人住民税における改正の考え方
昭和52	20万円	29万円	○国民生活水準の推移、所得税の課税最低限、<u>低所得者層の税負担への配慮並びに地方財政の状況等を総合的に考慮</u>しつつ引上げ。 ○昭和52年における所得税の引上げ額(+3万円)等を考慮要素として勘案。 (参考)「昭和52年度の税制改正に関する答申」(昭和52年1月)において、「<u>とくに住民税については、所得税と異なり、地域社会の費用を住民が広く能力に応じて負担するという性格にかんがみ、その課税最低限の引上げは慎重に検討する必要があると考える</u>」としている。
54	21万円	↓	
55	22万円	↓	
59	26万円	33万円	<u>昭和55年度以来据え置かれていること</u> を踏まえ、国民生活水準の推移、所得税の課税最低限、 <u>低所得者層の税負担への配慮並びに地方財政の状況等を総合的に考慮</u> しつつ引上げ。
63	28万円	↓	<u>所得割の税負担水準の変化等(最低税率:4.5%→5%に引上げ)に伴う負担調整</u> のため引上げ。
平成元	↓	35万円	—
2	30万円	↓	<u>税制改革全体を通ずる税負担のあり方という観点</u> から、中低所得者の負担軽減のため引上げ。
3	31万円	↓	当時の著しい地価高騰及び相当程度の増収額が見込まれたことを背景に、固定資産税の土地の評価替えによる税負担の増加を勘案して引上げ。
7	33万円	38万円	<u>少額納税者層に対する消費税率の引上げに伴う負担増への配慮</u> から、ある程度引き上げることやむを得ないとして引上げ(平成6年12月改正法公布)。
令和2	↓	最高48万円	—
3	最高43万円	↓	<u>給与所得控除・公的年金等控除の一部(10万円)を基礎控除に振替え</u> 。
7	↓	最高95万円	—
8	↓	最高104万円	—

個人住民税の非課税限度額

- 個人住民税の非課税限度額制度は、「地域社会の会費」的な性格を踏まえつつも、低所得者層の負担に考慮した制度。(均等割:昭和51年度創設、所得割:昭和56年度創設)

◆ 均等割・所得割の非課税限度額

	所得割(昭和56年度創設)	均等割(昭和51年度創設)
創設経緯	課税最低限を考慮した当分の間の措置(附則)	均等割の税率引上げに伴う措置(本則)
規定方法	全国一律(地方税法で規定)	各市区町村で異なる(条例で規定)
非課税限度額 (単身者の場合)	給与所得控除 +9万円 現行 110万円 → R8改正後 119万円	給与所得控除 +9万円 現行 110万円 → R8改正後 119万円

◆ 非課税限度額の基準(給与所得者の場合)

$$\text{給与収入} \leq \left[\begin{array}{c} \text{基本額} \\ 35\text{万円} \end{array} \right] \times \text{世帯人員数} + \left[\begin{array}{c} \text{所得割} \\ 42\text{万円} \end{array} \right] \text{又は} \left[\begin{array}{c} \text{均等割} \\ 31\text{万円} \end{array} \right] + \text{給与所得控除額}$$

※均等割、所得割いずれも単身者は10万円

非課税ラインのイメージ(単身者)

個人住民税

課税最低限

いずれか高い方が適用

非課税限度額
(住民税独自)

	現行		見直し後
基礎控除	43万円	(変更なし)	43万円
給与所得控除	65万円	➡ +9万円	<u>74万円</u>
計	108万円 (127万円)		<u>117万円</u> (138万円)

基本額等	45万円	(変更なし)	45万円
給与所得控除	65万円	➡ +9万円	<u>74万円</u>
計	110万円		<u>119万円</u>

※括弧内の数値は社会保険料控除を含むもの。

所得税

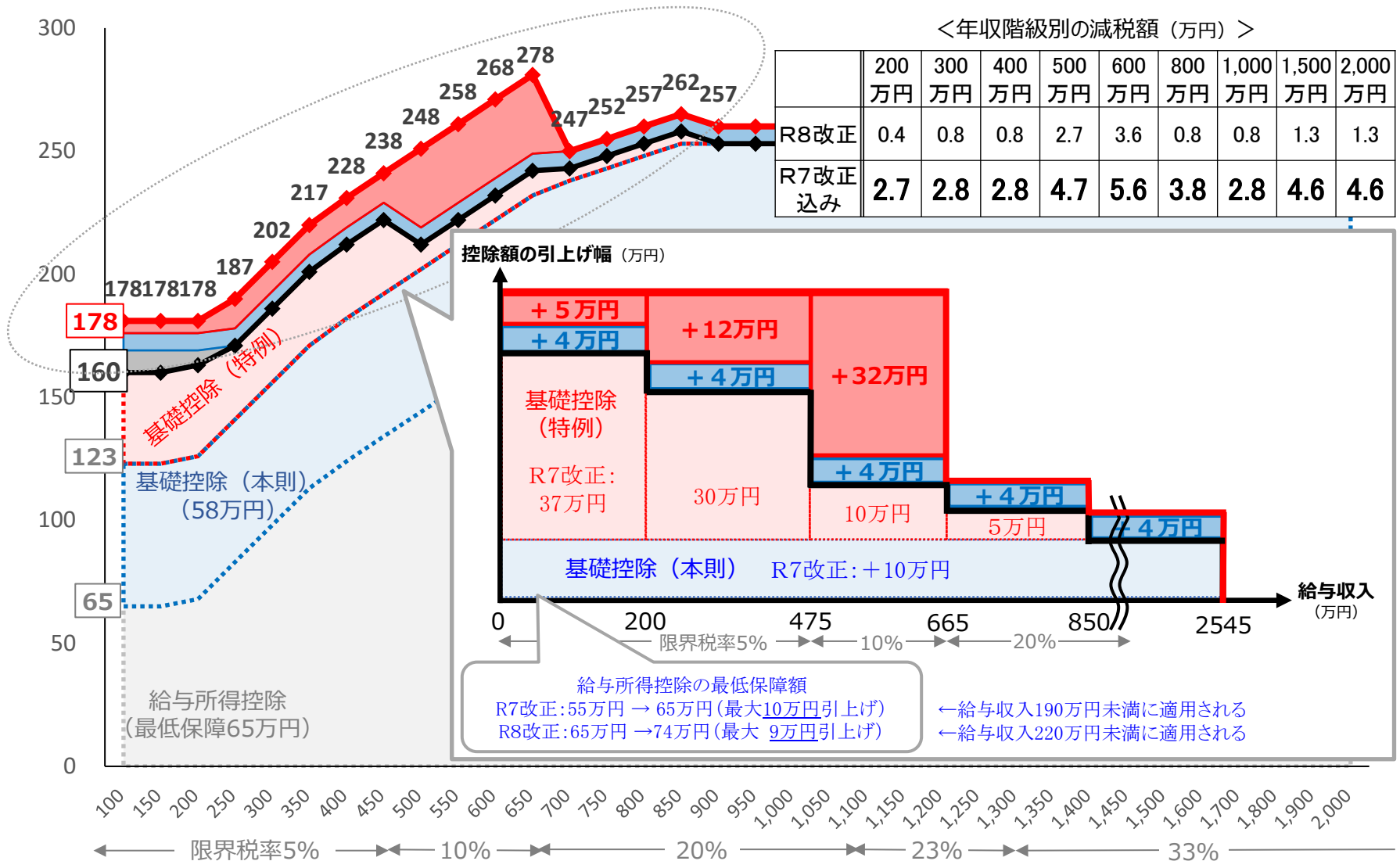
課税最低限

	現行		見直し後
基礎控除	95万円	➡ +9万円	<u>104万円</u>
給与所得控除	65万円	➡ +9万円	<u>74万円</u>
計	160万円 (188万円)		<u>178万円</u> (209万円)

※括弧内の数値は社会保険料控除を含むもの。

基礎控除等の引上げ(令和8年度改正)

財務省資料



(注) 単身世帯として計算。

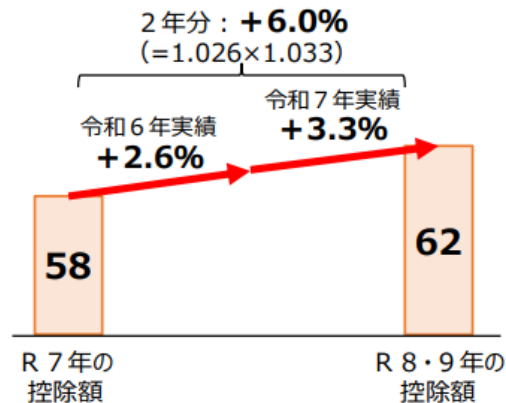
【見直しルールの基本的考え方】

➤ 基礎控除の本則（現行58万円）：見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間のCPI（総合）上昇率を乗ずることで調整。当年の年末調整から適用開始（X年度税制改正の内容はX年の年末調整から）。

➤ 給与所得控除の最低保障額（現行65万円）：基礎控除と同様。

※源泉徴収義務者の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位とするとともに、見直し初年は年末調整で対応する。

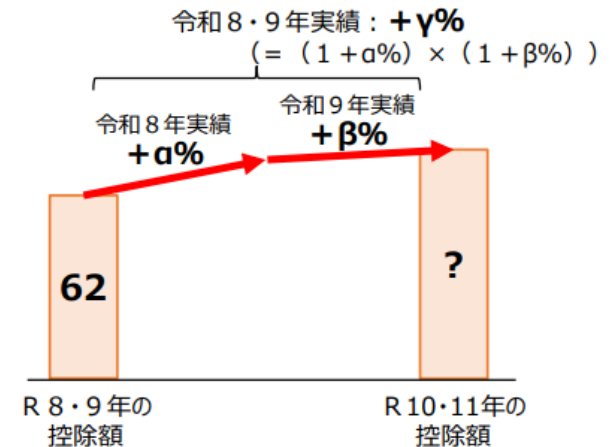
【令和8年度税制改正】



令和8年度税制改正では、

- 令和7年の控除額58万円に、令和6・7年のCPI（総合）の上昇率を乗ずることで、R8・9年分所得に適用される控除額を算出

【令和10年度税制改正】



令和10年度税制改正では、

- 令和8・9年の控除額62万円に、令和8・9年のCPI（総合）の上昇率を乗ずることで、R10・11年分所得に適用される控除額を算出

(参考)個人住民税の基礎控除等の見直しに対する地方公共団体の意見

全国知事会 令和9年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(令和8年7月17日)

2 地方税財源の確保・充実等に関する提言

IV 税制抜本改革の推進等

3 個人住民税の充実確保等

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有しており、地方の基幹税目であることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

特に、給与所得控除の見直しや基礎控除などの個人住民税の各種控除のあり方については、個人住民税の基本的性格や地方税財源に与える影響等に十分配慮した上で、事前に地方団体の声も聴きながら丁寧な議論を行うべきである。

全国市長会 令和9年度 都市税制改正に関する意見(令和8年9月1日)

I 制度改正に関する意見

3. 個人住民税

(1) 個人住民税の基礎控除等に係る検討に当たっての対応等

個人所得課税の見直しに当たっては、個人住民税が応益課税の観点から広く住民が所得に応じて負担を公平に分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ検討すること。特に、個人住民税の非課税限度額や基礎控除等に係る検討に当たっては、地方の意見を踏まえつつ、都市自治体の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、地方税財源に与える影響等に十分配慮することとし、これらを無視した大幅な引上げは行わないこと。

また、基礎控除等の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化し、社会保障制度等の給付や負担の水準に関して様々な影響が生じることに配慮し、その影響について十分に周知するとともに、適切に財政措置を講じること。

全国町村会 令和9年度政府予算編成 及び施策に関する要望 重点事項(令和8年7月2日)

4. 地方税財政に関すること

(5)個人住民税の基礎控除等に係る必要な対応の検討に当たっては、「地域社会の会費」的な性格を踏まえるとともに、地方税財源への影響を勘案し、町村の財政運営に支障が生じることのないよう、丁寧な議論を行うこと。

地方の安定財源確保の必要性

(単位:兆円)

所要額

いわゆる教育無償化

交付団体分

0.3

軽油引取税等当分の間税率廃止

0.5

環境性能割廃止

0.2

財源

租税特別措置見直し等

交付税法定率分 等

0.46

継続検討

(地方安定財源)

今後検討

(地方安定財源)

0.5程度

(R8予算)

初年度

0.18

地方財政措置